



滋賀県では、平成 28 年 10 月 1 日に「条例」により
自転車利用者は、賠償責任保険の加入が義務化されました。
そこで今回のAdvance通信「暮らしの安心かわらばん」は
よく自転車に貼られている『TSマーク』に付帯されている
自転車保険についてお知らせします。



「TSマーク」とは

「TSマーク」は、Traffic (交通)・Safety (安全) の頭文字をとったもので
自転車安全整備士が点検・整備した安全な自転車に貼付されるものです。
このTSマークには、「青色マーク(第一種)」と「赤色マーク(第二種)」の
2種類があり、双方に傷害保険と賠償責任保険が付帯されていますが、
補償内容が異なりますのでご注意ください。



TSマークの自転車保険の「補償内容」重要!

赤色マーク
(第二種)

傷害補償	入院 15日以上	死亡または 後遺障害(1~4級)
	一律 10 万円	一律 100 万円
	賠償責任補償	
死亡または後遺障害(1~7級)		限度額 5,000 万円
被災者 見舞金	入院15日以上	一律 10 万円



青色マーク
(第一種)

傷害補償	入院 15日以上	死亡または 後遺障害(1~4級)
	一律 1 万円	一律 30 万円
	賠償責任補償	
死亡または後遺障害(1~7級)		限度額 1,000 万円
被災者 見舞金	なし	



TSマークの自転車保険の「有効期間」

自転車にTSマークが貼ってあるからといって安心ではありません。
TSマークに付帯されている保険には有効期間があります! 有効期限はシールに
記載されている「点検日から1年間」で「1年毎に更新が必要」になります。
保険の有効期限が過ぎていないか確認をして、1年に1度サイクル車検(点検・
整備)を受けて「TSマークの更新」をしてください。

注意!



点検日から1年間有効

TSマークの「料金」

TSマークの料金は、自転車の点検・整備を受ける費用で、点検・整備を受けずにTSマークだけを
貼ることはできません。また部品を交換した場合は部品代が別途かかります。
最近では補償額の大きい赤色マークが一般的で、料金はサイクルショップにより異なりますが、
基本作業(点検・整備・調整)の費用は「1,500円~2,000円程度」です。

TSマークの自転車保険の「対象」

TSマーク付帯保険は、自転車に付帯されていますので、自転車の所有者に限らず、家族や自転車を
借りた人、自転車を譲り受けた人等、その自転車に搭乗中の人全てが支払いの対象になります。
会社が所有している自転車で事故が起きた場合でもTSマーク付帯保険は有効です。
その他に、自転車から降りて押して歩いている場合や、道路以外で起きた事故も対象となります。

もし事故が起きてしまったら

もし事故が起こってしまったときは、TSマーク付帯保険の幹事保険会社
三井住友海上保険(株)「0120-258-189」へ連絡してください。

